

平成20年4月から

「特定健診・特定保健指導」が始まります

特定健診・特定保健指導は、健診の実施主体が市町村から加入している医療保険者（国保、組合健保、政府管掌健康保険、共済組合など）に変わり、生活習慣病のリスクのある人の把握と改善のために行われる健診です。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施することにより、生活習慣病のリスクが高い人を選定し、選定された人に対して保健指導を実施し生活習慣の改善を目指すこととなります。がん検診については、従来どおり市町村が実施主体となります。特定健診・特定保健指導の流れについては次のとおりです。

■特定健診を受診

特定健診の対象者は40歳から74歳の医療保険に加入している人です。



対象の人には、加入する医療保険者から「特定健診受診券」が発行されます。受診券と被保険者証を持参し、医療保険者が指定する医療機関や検診機関などで特定健診を受診します。

●基本的な健診（必須科目）

問診、身体計測、身体診察・血圧測定、脂質検査、血糖検査、肝機能検査、尿検査

●詳細な健診

（医師が必要と判断された人）
貧血検査、眼底検査、心電図検査

■判定・結果通知

問診や健診の結果から、生活習慣病のリスクの数や年齢などを総合して、生活改善の必要性レベルが判定され、3つのグループに分けられて結果通知が行われます。

結果によって判定される3つのグループは次のとおりです。

●積極的支援

メタボリックシンドロームのリスクが重なっている人

●動機づけ支援

メタボリックシンドロームのリスクが始めた人

●情報提供

メタボリックシンドロームのリスクが無い人

■特定保健指導を受けます

結果に基づいて、特定健診を受診した全員の人が3つのグループに分けられ、必要性に応じた保健指導を受けることとなります。

「積極的支援」「動機づけ支援」と判定された人には、加入する医療保険者から「特定保健指導利用券」が送られます。利用券を持参し、医療保険者が指定する機関で生活改善の実践と検査値改善を目指して、医師や保健師、管理栄養士などから保健指導を受けます。

上三川町国保では、「積極的支援」と「動機づけ支援」になった人に対して、「健診結果説明会」を開催し、結果をお返ししながら保健指導を行うていく予定です。

保健指導の内容については次のとおりです。

●積極的支援と判定された人

3～6か月間、積極的に保健指導が行われます。実践できる目標を自分で選択して、継続的に実行するために必要なサポートが受けられます。

●動機づけ支援と判定された人

原則1回の保健指導が行われます。自分の生活習慣の改善点に気づき、自分で目標を設定して、それを行動に移すために必要なサポートが受けられます。

●情報提供と判定された人

健康的な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のポイントなどについての情報が提供されます。（パンフレットなど）

※服薬中の人は継続的に医療機関で受診しているため、保健指導の対象にはなりません。主治医の指導のもとで適切な治療、管理を継続してください。

※65歳から74歳の人は、「積極的支援」に判定された場合でも「動機づけ支援」になります。

▼問い合わせ先

保険課 健康診査担当

☎9129

